

# 入札のご案内（松山市畑寺町丙238番26 所在県有地）

## 1 入札物件

所在地	土地		建物			予定価格
	地目	地積	種類	構造	床面積	
松山市畑寺町 丙238番26	畑	19,221.66㎡	倉庫	軽量鉄骨造 鋼板葺平家建	64.80㎡	23,066,000円

## 2 都市計画上の制限等

市街化調整区域（建ぺい率70%、容積率200%）

## 3 現地説明会

日時：令和2年11月10日（火）午前11時

※参加を希望される方は、令和2年11月6日（金）までに8の問合せ先へご連絡ください。

※雨天中止といたします。

## 4 入札参加申込書

入札に参加を希望される方は、あらかじめ入札参加申込書を提出（必須）してください。

※提出期限：令和3年1月18日（月）午後5時15分（必着）

※提出場所：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ

※住民票（法人の場合は法人登記事項証明書及び役員等一覧表）を添付してください。

また、住民票添付の際は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお願いします。

※印鑑登録証明書（公告日以降に発行されたもの）を添付してください。

※買受適格証明書を添付してください。（交付申請窓口は松山市農業委員会）

※誓約書を添付してください。

## 5 入札日時、場所

日時：令和3年2月8日（月）午前10時（受付は午前9時30分開始）

場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 総務部会議室

## 6 入札日の持参品

○本人が入札に参加する場合

(1) 入札保証金〔入札金額の5%以上の現金又は小切手(令和3年2月1日以降に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払い保証をしたものに限り。振出人が入札参加者の小切手は、取扱不可ですので、ご留意願います。)]

(2) 印鑑（印鑑登録されているものに限る）

(3) 収入印紙（200円）

（入札保証金を返還する際、保管金受領書に貼付するものです。なお、個人が非営業用で入札に参加する場合は不要です。）

(4) 筆記用具（黒又は青のボールペン又は万年筆）

○代理人が入札に参加する場合

- (1) 入札保証金（入札保証金の取扱は、本人が参加する場合と同様）
- (2) 代理人の誓約書（本人の誓約書は、入札参加申込書に添付して提出してください。）
- (3) 委任状（入札参加申込書に使用した実印で押印のこと）
- (4) 代理人の印鑑（認印でも可、印鑑登録証明書の添付不要）
- (5) 収入印紙（収入印紙の取扱いは、本人が参加する場合と同様）
- (6) 筆記用具（黒又は青のボールペン又は万年筆）

※入札書は、入札当日に会場で配付します。「入札のご案内」に係る資料を忘れず御持参ください。

7 落札後の予定

令和3年4月19日  
上記許可証提出後5日以内

農地法（昭和27年法律第229号）第3条又は第5条の許可証提出期限  
売買契約締結

契約締結後原則30日以内

〔 契約締結までに契約保証金（売買金額の10%）納入  
契約保証金の一部に入札保証金（入札日に納入済）を充当することも可  
売買代金の残額の納入期日  
売買代金が完納され次第、登記関係手続きを開始  
※所有権移転登記のための登録免許税は買受人の負担となります。〕

8 問合せ先

愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ 電話（089）912-2255

（参考）

【農地法第3条（農地として利用する場合）の許可】

農地として利用する目的で所有権を移転する場合、松山市農業委員会の許可が必要です。  
なお、農業法第3条の許可を得られる者は「農耕適格者」に限られます。  
ただし、農耕適格者であっても必ずしも許可が得られるとは限りません。

【農地法第5条（農地以外の用途に転用する場合）の許可】

農地以外の用途に転用する目的で所有権を移転する場合、愛媛県知事の許可が必要です。  
ただし、物件の立地基準及び転用する用途等により許可の適否の判断がなされることから、必ずしも許可が得られるとは限りません。

※落札となっても農地法の許可が得られず契約ができない等の場合、入札が無効となり入札保証金を返還できませんので、ご注意ください。